

食肉の 残留動物用医薬品等検査 のお知らせ

沖縄県中央食肉衛生検査所では、食肉の安全安心を確保するため、
疾病治療や成長促進の目的で家畜に投与された

動物用医薬品等が食肉に残っていないか検査しています。

そのため、と畜検査に合格した豚や牛の所有者から、

検査に必要な**筋肉と腎臓（各100g程度）**を収去しています。

収去とは、食品衛生法第28条に基づき、

検査に必要な食品等を営業者等から**無償提供していただく**ことです。

収去する際はお電話にてお知らせしています。

ご理解・ご協力をお願い致します。



よくある質問を裏面に記載して
いますのでお読み下さい。

お問い合わせはコチラまで



沖縄県中央食肉衛生検査所

〒901-1202 沖縄県南城市大里字大里2015

TEL：（直通）098-944-3505 （代表）098-945-3000

よくある質問

Q

食肉に残留していたらどうなるの？

食品には成分規格が定められています。
基準値を超えて残留している場合、成分規格に違反することになり、食品衛生法第13条の規定により、**加工・販売等が禁止**されます。

Q

収去を断ることはできるの？

収去は、国や県が必要があると認めるときに、食品衛生法第28条に基づいて実施するものです。
断ることはできません。

Q

検査には何日かかるの？

簡易検査では翌日に結果が判明します。
陽性の場合、薬品の系統を推定するためさらに2日程かかります。また、詳細な検査が必要な場合には、**1週間以上かかることがあります。**
結果は判明次第お伝えします。

Q

結果が出るまで出荷しちゃダメなの？

出荷制限はありません。
しかし、出荷後に成分規格に違反していることが判明した場合、回収等の措置をとる必要があります。
回収等には費用も時間もかかるため、結果が判明してから出荷することをお勧めします。